

制度のご紹介

中小事業者に対する経済産業省の支援措置について（続報）

先月ご案内をいたしました2つの支援措置について、徐々に詳細が公表されてきました。今月より、受付・公募が開始される予定となっています。ご検討をされている方は、引き続き、ご確認をお願いいたします。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

- 〔対象〕 ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者
② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者

中小企業庁

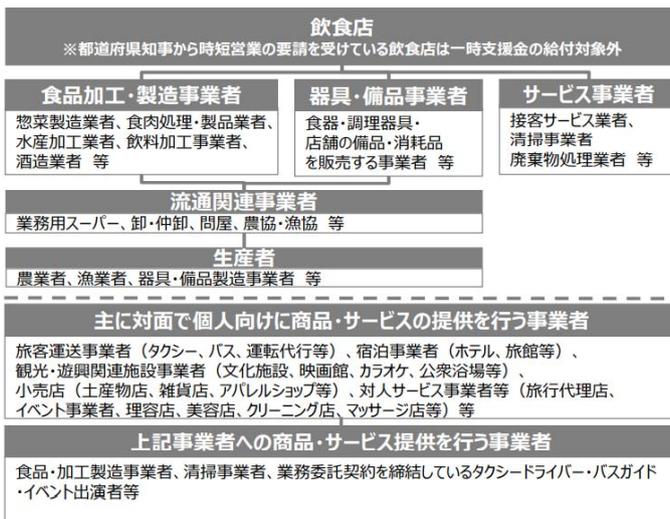
「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要について」より抜粋した、対象者の例示です。⇒⇒

それぞれの対象者（区分）により、保存すべき証拠書類が決められています。

詳細はこちらでご確認ください。

よくある質問と回答も公開されています。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html



- 〔給付額〕 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月
中小法人等：上限60万円 個人事業者等：上限30万円

事業再構築補助金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金。

こちらの申請には、[GビズIDプライム]が必要となります。

お考えの方は、お早めのご確認・登録をお願いいたします。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



税務の話題（番外編）

消費者に対する価格表示の消費税の総額表示義務

令和3年3月31日で特例措置が終了するため、4月1日からは必ず総額表示をしなければなりません。〔総額表示＝支払総額を記載すること〕です。

飲食店や小売業など、一般消費者に価格を表示する業種の方は、今月中に改めてご確認ください！

<「総額表示」の例>

11,000円（税込）
11,000円（税抜価格10,000円）
11,000円（うち消費税額等1,000円）

【編集後記】

今年は渋沢栄一が注目されていますね。

大河ドラマに新一万円札…。

そして、今の日本を支える多くの企業に携わったことも広く知られています。

その一つ、今の「清水建設」の新聞広告で渋沢栄一から受けた教えが掲載されていました。

道理に敵った企業活動によって社会に貢献し、結果として適正な利潤を得て、社業を発展させる。

という「論語と算盤」の教えだそうです。

事業を行う皆さまにも、皆さまの事業の発展をお手伝いさせていただいている

私たちも、深く考えたい教えだと感じます。